

# 九聲念佛について

誠照寺 第三十代法主 釋秀瑞

当派の聲明として「誠照寺派聲明聖典[S.55版](以下『聲明本』)」がある以上、本来、聲明のあげ方は、この聲明本に記載されている譜に依るべきである。しかし、「九聲念佛」に限らず、実際はこの聲明本通りにはあげられていない箇所が多いのが現状。

特に「九聲念佛」においては、譜と実際のあげ方が大きく違う。ここで、自らのあげ方を基に、参考として「秀政上人」及び「本正寺前住職 釋徹珠法師」の現存している音源を再確認、比較をしたが、それぞれ、厳密に比較すれば小さな差異はあれど、大差は見られない。しかし、聲明本に記載されている譜とは、いずれも異なっている。

本末から言えば、前提は冒頭に記した通りではあるが、そもそも口伝で継承された譜を長年に渡りあげてきた事を鑑みると、仮に聲明本通りのあげ方に戻した場合、更なる混乱・不統一が予想される為、やはり口伝された譜の方を優先させたいと思う。その上で、「九聲念佛」をはじめ、今一度、聲明本全体においての譜の再考察・再編纂の必要性があると考える。

「九聲念佛」は、聲明本では第1句目の「阿弥陀」の音は「羽→徵→羽」となっているが、口伝のあげ方に従えば、およそ「羽→羽→羽」という音になっている。また、他の箇所の「阿」の音程も、聲明本では「宮、角、徵、羽」などの違いが見られるが、多くにおいて、第1句目の「阿」と同じ音程であげられている。

ここで、聲明本に於いては「律曲 出音 羽」と記載されている様に、「阿」の音は「羽」の音で始める事になっている為、仮に、この音を基準として、以降を口伝の通りのあげ方をした場合、「2句目の陀」のあげ方において、音階的な矛盾が生じる。

「2句目の陀」は「徵→角」とあり、これらの音程差は「長2度(半音2つ)」となるが、実際当派では「短3度(半音3つ)」であげている。また、当派では「阿弥陀」の多くを同じ音程であげている為、「陀」の音を「羽」であると仮定した場合、「羽」から「短3度」下げた音は「嬰角(変徵)」となり、基本的に構成音に存在しない音となる。

また、「律曲」となっている様に、基本構成音「宮商角徵羽」の五音のみで考えた場合、「短3度」の関係になっている音は「商→角」もしくは「羽→宮」のみである。

(ただ、採譜に関しては、七音構成として記述した為、「徵→嬰羽」「宮→嬰商」でも当てはまる)

この事を前提に踏まえた上、当派では「2,3,4,9句目の陀」は同じ音程であげている事に加え、そもそも「3,4句目の陀」は、聲明本でも「角→商」となっている為、「2句目の陀」も「角」の音で開始するのが妥当であると思われる。

参考音階

宮	商 (嬰商)	角	徵	羽 (嬰羽)
シ	ド#	(レ)	ミ	ファ#
				ソ# (シ)

よって、上記4段目の事を加えて考慮し、出音を「角」とした。

補足 声明は、三種・五音(ごいん)・七声(しちせい)及び12律から構成されている。五音は宮(きゅう)・商(しょう)・角(かく)・徵(ち)・羽(う)の五音階からなっている。七声は五音に上下半音の嬰(えい)と変(へん)との2音を加えたもの。三種とは呂(りょ)・律(りつ)・中(ちゅう)の三旋で、五音のみであるのが「律曲」五音に「変宮・変徵」を加えたものが「呂曲」、「嬰商・嬰羽」を加えたものが「中曲」である、という定義になっているが、「呂曲」とあっても、実際は「変宮・変徵」の音は使われず、「嬰商・嬰羽」が使われている為、音階表記はこれに従った。